

公 告

税理士懲戒処分のお知らせ

左記の会員1名を会則第47条第1項の規定により処分したので、紀律規則第23条の規定に基づき公告する。

左記の会員は税理士法第45条第1項及び同第46条の規定に基づき、財務大臣より懲戒処分を受けたので、公示する。

記

記

1、氏名
目黒 進二朗（メグロ シンジロウ）
麻布支部 登録番号 第11072号

1、氏名
小磯 一彦（コイン カズヒコ）
杉並支部 登録番号 第44664号

2、処分内容
8月の会員権の停止

2、処分内容

3、処分期間

3、処分期間

平成17年9月10日から同18年5月9日まで

平成17年7月21日（同年7月22日）

4、処分理由

4、処分理由

自己の確定申告に当たり、契約の経費を計上し、所得金額を脱漏し過小に申告したことは、税理士としての信用と品位を害した。

このことは、信用失墜行為の禁止の規定（法第37条、会則第39条）に抵触し、会則等の遵守義務を定めた規定（法第39条、連合会会則第60条、会則第40条）に違反するものと認められた。

また、税理士業務に関する帳簿作成の義務を怠っていた（法第41条、連合会会則第64条、会則第41条、規則第5条）。

5、違反条項
法第37条（信用失墜行為の禁止）同第39条（会則を守る義務）同第41条（帳簿作成の義務）

連合会会則第60条（会則等の遵守）同第64条（帳簿作成の義務）

法第39条（信用失墜行為の禁止）同第40条（会則等の遵守）同第41条（帳簿作成の義務）

規則第5条（帳簿作成の義務）

※ 同会員は、平成17年7月21日付で財務大臣より、同年7月22日から8月の税理士業務の停止の懲戒処分を受けた。

平成17年9月9日
東京税理士会
会長 金子秀夫

平成17年10月1日 東京税理士会
会則…東京税理士会会則
規則…紀律規則

凡例

法…税理士法

連合会会則…日本税理士会連合会

会則…東京税理士会会則

平成17年9月9日